

社援発0529第3号  
令和2年5月29日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

「社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の  
取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成17年10月5日社援発第1005013号厚生労働省社会・援護局長  
通知「社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取  
扱いについて」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表  
のとおり改正し、令和2年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人  
等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、沖縄振興公共投資交付金における当該事業についても同様の取扱とする。